

令和8年度富岡町スクールバス運行業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

富岡町立富岡小中学校に通学する児童・生徒の安全の確保と、保護者の安心に資するため、ドアツードアによる通学手段として富岡町スクールバス運行業務（以下、「本事業」という。）を行う。これに伴い、前記目的に資する提案を募集し、最も優れた提案をした1社を委託の候補者として選定するため、公募型プロポーザル方式による選考を実施する。

2 参加資格

- (1) 福島県内で、これまでにスクールバス運行業務の受託実績があること。
- (2) 富岡町内での事業を展開できる許可を受けていること。
- (3) 富岡町内に営業所を展開していること。
- (4) 法人格等を有し、本業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者。
- (6) 本町の指名停止措置を参加申込書提出日時点で受けていない者。
- (7) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員ではないが、同条第2号に規定する暴力団と関係を持つ者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している者でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していない者。
- (9) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

3 委託業務概要

- (1) 業務名 富岡町スクールバス運行業務委託
- (2) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 業務数量及び金額

○運行日は、原則、児童生徒が通学を要する日（通常登校日及び行事等による登校日）年間200日とするが、行事の変更、感染症等の要因により、日数の増減はあるものとする。

※別紙「スクールバス運行カレンダー」参照

○運行時間及び台数

通常登校日、行事等登校日の送迎時間×台数は学校が事前に指示するものとする。

以下を目安とするが、記載内容を保証するものではない。

- ・通常登校日 登校：7時00分～8時30分までの間の1時間以内 3台
下校：13時00分～18時30分までの間の3時間以内 3台

○車種は、特定大型車とする。

○契約後、児童生徒数の増加により時間、台数に変更が生じても対応可能な体制を確保すること。

○契約額（見積額）は、1時間あたりの単価契約とするため、（一社）福島県タクシー協会が公表している「一般乗用旅客自動車運送事業運賃料金表（福島県）」の特定大型車の時間制運賃の額とする。

（4）主な業務の内容

- ・帰還困難区域を除く富岡町内一円のスクールバスの運行業務
- ・運行日報等を作成し、富岡町に運行状況等を報告する業務

4 仕様

別に示す、富岡町スクールバス運行業務委託仕様書による。

5 企画提案及び審査について

〈企画提案〉

- ・本事業を実施するにあたり、「1. 目的」の児童生徒の安全と保護者の安心につながるサービス等について提案すること。
- ・企画提案において、車内での飲食物提供や、過度な物品の配布等、個人の財産形成につながる内容は含めないこと。
- ・本事業を通じて町民への行政サービス向上に資する協力などを踏まえること。

〈審査項目〉 主に、以下の項目について審査する。

安全、安心に対する意識・対策及び法令順守の意識・姿勢／業務実績／教育意識・接遇／実施体制・緊急時（事故など）の対応体制／提案内容の充実性・魅力／コミュニケーション能力／取組姿勢

6 参加申し込みの受付

（1）提出期限 令和8年2月20日（金）16時（土、日曜日、祝日を除く）

（2）提出書類

- ・企画提案参加申込書（様式第1号）（押印すること） 1部
- ・見積書（原本1部、副本6部）
- ・提案書（任意様式） 7部
- ・企業概要書（様式第2号） 7部
- ・業務実績書（様式第3号） 7部

※提案書類の作成やプレゼンテーションに要する経費はすべて提案者の負担とし、交通費・謝金等は支払わない。

※提出された書類等は返還しない。

※各種書類の電子データが必要な場合は、富岡町教育総務課のメールアドレスまで電子メールを送ること。

※様式については、富岡町ホームページからダウンロードして作成すること。

（3）提出方法 持参または郵送（提出期限に必着のこと）

（4）提出先 富岡町教育総務課

〒979-1151

福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622番地の1

電話 0240-23-7555（直通）

（5）質問等について

- i 質問書（様式第4号）により提出する。

- ii 質問はできるだけ具体的に記載すること。
- iii 提出方法は、電子メールまたはファックスとする。
 - ア 電子メール tom7000-0@tomioka-town.jp
 - イ ファックス 0240-22-5059
- iv 質問の受付期限は、令和8年2月13日（金）12時までとする。
- v 提出されたすべての質問とそれに対する回答は、全ての企画提案者にFAXあるいは電子メールで送付する。

7 業務委託予定者の選定

（1）選定方式

提出された提案書による書類審査にて業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

審査員は富岡町役場内の関係各課の長及びそれに準ずる者で構成し、選定に際する審査内容は非公開とする。

（2）選定結果の通知

参加者に対し、書面で通知する。なお、審査結果に対する質問・異議申し立て等は一切受け付けない。

8 要領及び関係様式について

プロポーザル要領・仕様書の他各種様式の電子データ配布を希望する場合は、電子メールで送付する。

9 企画提案者の失格

企画提案者が次の何れかに該当する場合は失格とする。

- （1）提出書類等に虚偽の記載があった場合
- （2）審査の公平性を害する行為があった場合
- （3）企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合
- （4）見積書の金額が業務想定金額を超えており、「一般乗用旅客自動車運送事業運賃料金表（福島県）」の単価を下回る場合。

10 プロポーザルの中止

やむを得ない理由によりプロポーザルを実施することが出来ないと認められる場合においては、中止とする場合がある。中止の場合、プロポーザルに要した経費の請求は認められない。

11 主なスケジュール

番号	内容等	期日
1	公募開始	令和8年1月20日（火）
2	質問受付期限	令和8年2月13日（金）12時まで
3	質問事項回答	令和8年2月17日（火）
4	企画提案書等提出期限	令和8年2月20日（金）16時必着
5	書類審査	令和8年2月20日（金）から 令和8年3月3日（火）
6	審査結果の通知	令和8年3月4日（水）予定

1 2 契約手続き

本業務に関して最も優れた提案を行った者と業務委託契約の締結交渉を行う。

1 3 準拠法令等

- ・道路交通法
- ・道路運送法
- ・道路運送車両法
- ・その他本事業に係る各種法令・条例等
- ・一般乗用旅客自動車運送事業運賃料金表（福島県）

1 4 留意事項

本事業については、復興庁「被災者支援総合交付金」により実施する予定であり、検査等において対応を求められた場合には、各種書類の提出などに協力すること。

1 5 その他

本要領に定めがないことについては、富岡町教育総務課に確認すること。